

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録情報ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人の印鑑の登録及び証明発行に関する事務を行う	
記録項目	1住所 2氏名 3生年月日 4印鑑登録番号 5登録年月日 6除印年月日 7印影 8申請日	
記録範囲	印鑑登録者及び印鑑登録照会手続き中の者並びに印鑑登録を廃止した者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課	
	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係を登録公証する事務を行う	
記録項目	【共通記載事項】 1氏名 2生年月日 3性別 4世帯主の氏名 5世帯主との続柄 6住所 7住定年月日 8住定事由 9届出年月日 10住民届出日 11前住所 12転出先住所 13住民票コード 14個人番号 【日本人住民記載事項】 15住民年月日 16本籍地 17筆頭者 【外国人住民記載事項】 18外国人住民日 19通称名 20併記名 21国籍・地域 22第30条の45に規定する区分 23在留資格 24在留カード等の番号 25在留期間等 26在留期間等の満了の日	
記録範囲	宍粟市に住民登録した者 除票に関しては死亡・転出等で除かれてから5年間	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	本籍人（日本国民）の身分関係を登録公証する事務を行う	
記録項目	1本籍 2筆頭者氏名 3戸籍事項 4戸籍に記載されている者 5生年月日 6父母の氏名 7続柄 8配偶者区分 9身分事項	
記録範囲	本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課	
	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市町村事務処理標準システム（資格・給付）	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険における資格管理及び給付事務を行うため	
記録項目	1被保険者番号、2保険証種別、3有効期限、4回収年月日、5世帯区分、6退職区分、7被保険者数、8世帯主氏名、9行政区、10現住所、11転出先住所、12宛名番号、13世帯番号、14電話番号、15加入情報、16住民区分、17資格情報、18個人番号、19枝番、20員番、21氏名、22生年月日・年齢、23国保続柄、24性別、25資格（異動日・事由）適用開始（届出日）、26資格（異動日・事由）適用終了（届出日）、27各証認定情報、28滞納区分、29申告区分、30最新課税区分、31最新負担区分、32若年者課税区分、33前期高齢者負担区分、34交付年月日、35証種別、36発効年月日、37交付情報、38回収情報、39負担区分/負担割合、40給付支給履歴、41診療月における医療費情報、42高額療養費等給付情報、43申請年月日、44決定年月日、45支払年月日、46支給区分、47支払方法、48簡素化申請情報、49申請者氏名、50口座情報（公金口座利用情報含む）	
記録範囲	宍粟市に住民登録を有し、宍粟市国民健康被保険者として資格を有したことがある者及び擬制世帯主、住特被保険者、マル学被保険者	
記録情報の収集方法	本人等からの申請、住基システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国保被保険者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	—
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保総合システム	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の保険給付管理を行うため	
記録項目	1保険者番号、2世帯番号、3世帯主宛名番号、4世帯主氏名、5宛名番号、6個人番号（マイナンバー）、7被保険者証（区分・記号・番号・枝番・交付・回収・有効期限）、8被保険者氏名、9住所、10生年月日、11性別、12続柄、13被保険者期間（開始・終了）、14保険給付割合、15所得区分、16多数該当、17DV情報、18標準負担額減額認定証_長期入院該当年月日、19特定疾病療養受療証情報、20退職者医療関連情報、21電話番号、22郵便番号、23レセプト情報、24DPC情報、25公費関連情報、26医療機関コード、27医療機関名、28一部負担金（公費分含む）、29一部負担金減免等証明書情報、30海外療養費情報、31外来年間合算関連情報（証明書含む）、32限度額適用_限度額適用区分、33限度額適用_限度額適用認定証発効期日、34限度額適用_限度額適用認定証有効期限、35滞納区分、36転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ、37特例該当年月日（75歳到達）、38特例該当年月日（被扶養者）、39高額療養費情報（長期高額含む）、40高額介護合算関連情報（証明書含む）、41口座情報、42療養費情報（柔整等）、43出産育児一時金直接支払情報、44特別療養費情報、45第三者行為関連情報	
記録範囲	宍粟市に住民登録を有し、宍粟市国民健康被保険者として資格を有したことがある者及び擬制世帯主、住特被保険者、マル学被保険者	
記録情報の収集方法	兵庫県国民健康保険団体連合会、本人等からの申請、住基システム、官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会、医療機関、市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保情報集約システム
行政機関等の名称	宍粟市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	1 資格継続業務を行うため (ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 (イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。 2 高額該当回数引き継ぎ業務を行うため (ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため (ア) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。
記録項目	1 被保険者情報、2 世帯情報、3 保険者情報、4 被保険者番号、5 住所、6 氏名、7 カナ 氏名、8 電話番号、9 在留情報、10 性別、11 生年月日、12 続柄、13 資格得喪、14 給付情報、15 被保険証情報、16 高齢受給者証情報、17 各種証管理情報、18 所得情報、19 特例対象者情報、20 高額該当情報、21 第三者行為求償情報、22 加入情報、23 中間サーバー未連携等エラー対象者管理、24 中間サーバー即時連携情報管理
記録範囲	宍粟市に住民登録を有し、宍粟市国民健康被保険者として資格を有したことがある者及び擬制世帯主、住特被保険者、マル学被保険者
記録情報の収集方法	本人等からの申請・住基システム等からのデータをもとに市町村事務処理標準システムにて処理をかけ、異動データ(世帯ファイル・個人ファイル)を作成し連携することで情報を登録する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・兵庫県国民健康保険団体連合会(オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課
	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金業務	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金加入者の資格確認のために利用する。	
記録項目	1基礎年金番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7個人番号、8世帯番号、9続柄、10取得喪失履歴、11免除履歴、12世帯情報、13所得情報、14受給履歴（障害年金のみ）	
記録範囲	国民年金加入者	
記録情報の収集方法	本人の加入届出、日本年金機構からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは日本年金機構姫路年金事務所（連絡先079-224-6382）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事業	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の保険料賦課、徴収、還付のために利用する。	
記録項目	1被保険者番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7個人番号、8世帯番号、9保険料賦課状況、10更正履歴、11納付履歴、12還付履歴、13口座情報、14滞納状況、15世帯情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人の届出、兵庫県後期高齢者医療広域連合からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	兵庫県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療費助成事業（高齢期移行医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療、母子家庭等医療、乳幼児医療、こども医療）	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療受給者の資格判定、医療費助成のために利用する。	
記録項目	1受給者番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7宛名番号、8世帯番号、9資格異動履歴、10受給資格申請履歴、11加入保険情報、12世帯情報、13所得情報、14手帳情報、15医療費データ、16口座情報	
記録範囲	福祉医療受給者	
記録情報の収集方法	本人・家族からの申請、障害担当課からの提供、社会保険診療報酬支払基金、兵庫県国民健康保険団体連合会、兵庫県後期高齢者医療広域連合からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	医療機関、地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		